



人権という権利と義務と平等と

1948年（昭和23年）12月10日、国際連合の総会において世界人権宣言が採択され、1950年（昭和25年）の同総会では、12月10日を「人権デー」と定められました。日本においては、毎年12月10日を最終日とする1週間、つまり、12月4日から10日までを「人権週間」と位置づけました。

人権とは、何でしょう。それは、人が生まれながらにしてみんな持っている、人として自分らしく生きる権利のことです。そして、そのための自由があり、法の下での平等という考え方があるのです。たまに、権利や自由を勘違いして、自分の自由は何でもできると言っている人がいます。しかし、それは言い換えると、わがままと言えます。権利や自由の根底には、義務や思いやりがあるのです。また、平等というの、みんなが同じことをするものではありません。互いを尊重し合うことこそが平等の原理なのです。

つまり、人権を大切にすることとは、みんなが気持ちよく、のびのびと生活することであり、簡単に言うと、次のようなことになります。

○周りの人を思いやる。

○違いを認め、尊重する。

○みんなが楽しく生活するためのきまりを守る。 人権週間だけでなく、いつも人権を大切にした生活を目指し、みんなが明るく、楽しく笑顔あふれる学校・家庭・地域・社会にしていきたいと思います。

わくわくした美術館

今年の尼崎北小学校の図工展は、いかがでしたか。どの学年も、そしてどの子どもも素材と対話し、テーマと向き合い、自分と対話しながら、思い思いの表現をしていました。一人一人が輝いていました。そして、そんな作品を鑑賞していると、体育館がすっかり美術館になり、「いつまでもその場所にいたい」とさえ思える空間になっていました。まさにテーマの通り、わくわくでいっぱいの会場となりました。

